

投票立会人心得

1 投票立会人の心がまえ

投票立会人は、投票管理者のもとで投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な職責を有するものです。

投票立会人は、投票事務が公正、適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票することができるよう、投票管理者に意見を申し出るなど、投票管理者に協力してくださるようお願いいたします。

なお、投票管理者に意見を申し出る場合は、投票所内で手続が進んでいることを踏まえ、簡潔にその要点を述べてください。

さらに、やむを得ない理由がある場合を除き、投票所を出ることは御遠慮ください。やむを得ず投票所の外に出る場合は、同時に投票立会人2人が席を立たないよう注意してください。

2 投票立会人の主な事務

投票立会人の主な事務は、以下のとおりです。

- ◇ 投票手続の全般に立ち会うこと。
- ◇ 投票所の開閉に立ち会うこと。
- ◇ 最初に投票所に入場した選挙人が投票する前に、その選挙人とともに投票箱に何も入っていないことを確認すること。
- ◇ 選挙人と選挙人名簿の抄本の対照に立ち会うこと。
- ◇ 選挙人に対する投票用紙交付に立ち会うこと。
- ◇ 不在者投票の投函に立ち会うこと。(第11投票区のみ)
- ◇ 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- ◇ 投票録に署名すること。
- ◇ 投票管理者が投票箱を開票管理者へ送致するとき、これに付き添うこと。(どちらか1名)
- ◇ 投票用紙を交付した選挙人が投票済みであるか否かを監視し、投票用紙を持ち帰る者のないよう注意すること。

3 意見を述べる場合

投票立会人が意見を述べる場合は、主に以下の場合です。

- ◇ 投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。
- ◇ 代理投票を拒否するかどうかについて意見を求められたとき。
- ◇ 代理投票補助者の選任について意見を求められたとき。
- ◇ 不在者投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき。
- ◇ 受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票があるときに、拒否するかどうかについて意見を求められたとき。

4 異議を申し出る場合

投票立会人が異議を申し出るのは、以下の場合です。

- ◇ 選挙人が投票を拒否されたこと又は投票を拒否されないことについて異議があるとき。
- ◇ 選挙人が代理投票を認められたことについて異議があるとき。

5 その他

投票日当日、何か御不明な点がございましたら、投票管理者にお聞きください。

長時間にわたり御苦勞をおかけいたしますが、何とぞよろしく願い申し上げます。